

奨学金制度の充実等を求める意見書

昭和50年代から続く大学の授業料、入学金の値上げで、我が国における高等教育の学費は、世界でも最も高い水準となっています。その一方で、世帯収入は下がり続け、家庭の教育費負担はかつてないほど重くなっており、大学で学ぶためになんらかの奨学金を利用する大学生の割合は52%になっています。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による大学生等への奨学金は、海外留学のための奨学金を除くと貸与型のみであり、その奨学生の約7割以上が年3%を上限とする利息付の第2種奨学金となっています。

近年、奨学金の貸与者数、貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規雇用等の増加などから、大学卒業後に安定した収入を得て奨学金を返還できる環境ではなくなっており、同機構が昨年度に行った調査によれば、奨学金の返還を3カ月以上滞納している者のうち、半数近くが非正規雇用労働者又は無職等であり、約8割が年収300万円未満となっています。

このような状況で、卒業後、奨学金の返還ができずに苦しむ若者が急増しており、同機構は減額返還や返還期限の猶予などの制度を設けていますが、適用要件も厳しく、返還金の回収を委託されている民間事業者による過酷な債権回収などが社会問題となっています。

よって、国会及び政府が、学習意欲と将来の目標を持つ若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、自ら学業に専念できる環境を作るため、次の事項について取り組まれるよう強く求めます。

記

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 授業料減免など自己負担軽減制度を拡充させるとともに、返還期限の猶予や減額返還等、既存制度の周知、拡充を図り、無利子奨学金制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月24日

摂津市議会